

令和8年10月吉日

私費外国人留学生入試合格者 各位

安全保障輸出管理に関する申告書の提出について

このたびは、合格おめでとうございます。

私費外国人留学生入試に合格された皆様は、「安全保障輸出管理に関する申告書」の提出が必要です。

「安全保障輸出管理に関する申告書」を A4用紙に両面印刷し、記入・署名の上、下記の提出先まで郵送にてお送りください。

記

〔提出期間〕 2026年10月5日（月）～10月13日（火）

〔提出先〕 〒755-8611 山口県宇部市常盤台 2-16-1
山口大学常盤キャンパス学部事務部学務課入試係

【問い合わせ先】

山口大学常盤キャンパス学部事務部学務課入試係

TEL: 0836-85-9009

E-MAIL: en304@yamaguchi-u.ac.jp

国際平和・安全の維持のための技術管理制度 について

令和3年11月
経済産業省 貿易管理部

本資料は、日本から流出することによって国際平和・安全を脅かす可能性のある技術の管理制度の運用が令和4年5月1日から見直されることについて、ご理解いただくことを目的として用意されたものです。その他の国際平和・安全の維持のための技術管理制度の全般(外国為替及び外国貿易法に基づく安全保障貿易管理の全般)に関しては、P3に掲載した参考資料等を参照してください。

国際平和・安全の維持のための技術管理制度の運用が見直されます

- 日本から流出することによって国際平和・安全を脅かす可能性のある技術の管理制度の運用が、令和4年5月1日から見直されます。
- 皆様が所属する大学は、所属学生等が次ページに該当する場合、技術提供を行うに当たって、経済産業省（経産省）の許可の取得が必要となる可能性があります。

学生の皆様にご理解いただきたいこと

- 学生の皆様が次ページに該当する場合には、大学が技術提供にあたって経産省への許可申請の要否を検討することがあります。その結果、技術提供がすぐに実施されない場合があります。
- また、経産省が、大学からの申請について、国際平和・安全の維持の観点から不許可とする場合、結果的に大学からの技術提供が行われない場合があります。
- これは、大学が、今回の制度の運用見直しを受け、法令遵守の目的で行うものであり、皆様を不当に不利益に扱うことを目的とするものではありません。

ここでの「技術提供」とは、大学において、研究指導、授業、会議、打合せ、実験装置の改良、開発等を通じて、国際平和・安全を脅かす可能性のある技術を大学が学生に提供する事を指します。

大学が学生に対してすぐに技術提供を行えない可能性がある場合

- 学生の皆様が以下の場合に該当する場合、大学がすぐに技術提供を行えない可能性があります。これは、国際平和・安全の維持の観点で、技術を提供する際に審査が必要と考えられる場合を典型的にまとめたものであり、**該当することをもって、ご自身に安全保障上の懸念があるとみなされるものではありません。**

① 外国政府や外国法人与雇用契約等を結んでいる場合

例①：大学に所属して研究に従事しているが、外国企業※の従業員としての籍を残している

例②：学生の身分を有しつつ、外国のベンチャー企業※の経営に参画している

※いわゆる外資系企業の日本法人は含まれません

② 外国政府などから経済的利益を受けている場合

例①：外国政府から多額の留学資金の提供を受けている

例②：外国政府の理工系人材獲得プログラムに参加し、多額の研究資金や生活費の提供を受けている

③ 外国政府等の指示の下で行動していると考えられる場合

例：日本における行動に関し外国政府等から具体的な指示や依頼を受けている

2

問い合わせ先

- ご不明点がある場合は、大学内の輸出管理担当にご相談いただくか、下記の経産省の窓口までご連絡ください。
- 制度の詳細にご関心がある方は、参考資料をご覧ください。

相談窓口

安全保障貿易管理課：minashi-QA@meti.go.jp

<参考資料：国際平和・安全の維持のための技術管理制度の全般>

「輸出管理への入門」

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance.html>

「安全保障貿易管理に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）第3版」 ※今後第4版を公表予定

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku.html>

<参考資料：今回の運用見直しに関して>

- ・「みなし輸出」管理の明確化について
- ・「みなし輸出」管理の明確化に関するQ&A
- ・「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」の一部を改正する通達新旧対照表

いずれも、経済産業省の制度概要WEBページの参考資料欄からご覧いただけます。

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo07.html>

3